

【財政課からのお知らせ】平成30年度 一般会計補正予算（第1～3号）の概要について

平成30年余市町議会第2回臨時会および第2回定例会において承認・可決された一般会計補正予算（第1～3号）の概要をお知らせします。

補正予算の状況（1・2号）

損害賠償額の決定に伴う損害賠償金156万6千円を増額しました。

補正予算の状況（3号）

平成29年度の歳入歳出の確定に伴い、平成30年度への繰越金が1億5,078万5,886円と確定したことによる、法令に基づく財政調整基金への積立金や、国の事業採択を受けた各種事業費の追加計上など1億2,747万4千円を増額し、補正後の予算は87億6,904万円となりました。

主な歳出の補正内容（3号）

● 財政調整基金積立金	7,600万円	● 寄附に伴う各基金への積立金	413万2千円 （図書整備基金、ふるさと応援寄附金基金）
● 地方創生推進交付金事業	1,620万円	● 農業次世代人材投資資金交付金	150万円
・ワインツーリズムプロジェクト実施事業		● 保留地管理法人出資金	45万円
・生涯活躍のまち形成事業		● 埋蔵文化財発掘調査事業	2,919万2千円

問合せ 財政課 財政グループ ☎21-2114

【下水道課からのお知らせ①】下水道への異物混入が頻発！油や異物は流さない！！

食用油は台所から流すと、管の中で冷えて固まり、下水の流れを阻害し管の閉塞に繋がります。

また、布などの水に溶けない繊維質や異物の混入は、管の閉塞につながるのはもちろん、ポンプ等の破損の原因となり膨大な修理費用を要します。（※1）・（※2）

（※1）罰則（下水道法第44・45条、下水道条例）＝ 下水道施設を操作し、下水の排除を妨害した場合や、下水道法の水質基準が満たされない場合、罰則が適用されることもあります。

（※2）損害負担金（下水道法第18条）＝ 異物等により機械が故障し、原因者が特定できた場合には、その原因者に下水道管理者から費用の負担を求められることがあります。

～ 下水道のある快適な暮らしを実現するために、次のことを守りましょう ～

〈一般家庭用〉

- ・水洗トイレにはトイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。
- ・台所では、野菜クズや残飯を流さないようにしましょう。
- ・食用油の廃油など流さないようにしましょう。
- <対処方法> 凝固剤を使用し固めて燃えるゴミとして処分しましょう。
 新聞紙や紙類に吸着させ燃えるゴミとして処分しましょう。
- ・洗濯には合成洗剤（有機リン含有物）の使用をやめましょう。
- ・下水道に有害物（ガソリン・シンナー・石油等）を流さないようにしましょう。

〈事務所用（飲食店）〉

- ・グリース阻集器などは定期的に掃除・洗浄しましょう。
- ※高温の油は十分温度を下げてからグリース阻集器に排出しましょう。
- ・その他は上の〈一般家庭用〉と同様です。

【下水道課からのお知らせ②】「排水設備工事責任技術者試験」のお知らせ

町では、排水設備指定工事店の資格要件に「排水設備工事責任技術者制度」を導入しており、この制度による排水設備工事技術者は、試験による資格取得が必要です。この度、北海道地方下水道協会では、排水設備工事責任技術者試験を行います。（試験講習会はありません。）※既に登録している方は、受験の必要はありません。

試験名

「平成30年度 北海道排水設備工事責任技術者試験」

日時 10月26日（金）午後1時30分～

場所 北海道立道民活動センター（かでの2・7）
（札幌市中央区北2条西7丁目）

受験料 7,000円

受付期間 8月23日（木）～9月3日（月）

※土・日曜日は除く

申込先 下水道課 設備指導係

その他 試験用問題集・テキストが販売されています（任意購入）。必要な方は直接ご注文ください。

※注文先 東京官書普及株式会社

[日本下水道協会図書販売業務委託先]

☎03-3292-2746

申込み・問合せ 下水道課 ☎21-2129